



入札案内書

別紙公告のとおり、第2回立木資格付一般競争入札を施行します
ので添付の入札条件も併せ参照のうえ、入札にご参加ください。

入札及び開札の日時

令和5年6月21日（水） 10時00分締切 即時開札

<立木現地案内>

売払番号	案内日時	集合場所	案内者	備考
8, 9	令和5年6月12日（月） 午前10時00分	花巻市大迫町大迫 11-39-4 ミルク工房 ボン・ディア	森林整備官 外柳 剣太	TEL（遠野支署） 0198-62-2670
岩手南部署 5号物件	令和5年6月12日（月） 午後2時30分	花巻市石鳥谷町猪鼻 2地割88-5 石鳥谷野球場駐車場	石鳥谷森林事務所 森林官（石鳥谷担当 区） 齊藤 未知香	※岩手南部 森林管理署 6月公売物件
5~7	令和5年6月13日（火） 午前9時30分	遠野市土淵町 土淵5地割 伝承園・カッパ淵 無料駐車場	森林整備官 外柳 剣太	TEL（遠野支署） 0198-62-2670
10~12	令和5年6月13日（火） 午後1時00分	遠野市宮守町達曾部 26地割21-4 しらいし屋 駐車場	森林整備官 外柳 剣太	TEL（遠野支署） 0198-62-2670



岩手南部森林管理署 遠野支署



住所： 〒028-0515 岩手県遠野市東館町7番39号

TEL： 0198-62-2670（NTT回線）

： 050-3160-5925（KDDI-IP）

立木販売情報は

こちら



立木公売の公告

(第2回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時

令和5年 6月21日(水) 9時45分 受付開始
10時00分 締切 即時開札

2. 入札及び開札の場所 岩手南部森林管理署遠野支署入札場

3. 現地案内

- (1) 日 時 } 別紙<立木現地案内>のとおり
(2) 集合場所 }

4. 公売物件

- (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件明細書及び公売物件一覧表のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合がありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期間は代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

5. 郵便入札

- (1) 郵便入札によるときは、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には「入札書在中」と朱書きし、資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄の森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、書留郵便又は配達証明郵便により令和5年6月20日(火)17時00分までの必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
(2) 送付先は次のとおり
郵便番号 028-0515
住 所 岩手県遠野市東館町7番39号
宛 名 岩手南部森林管理署遠野支署長
(3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

6. 契約の締結期限 令和5年7月10日(月)までとします。

7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納期限

- (1) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令の定めにより1.00%とします。
(3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
(ただし、分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。)

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙特約条項のとおり。
(2) 個別物件に該当するものは、公売物件明細書のとおり。
(3) 本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれます。落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件(分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等)を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、岩手南部森林管理署遠野支署(経営・管理等)担当にお問合せ下さい。
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。

10. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。
詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問合せ願います。

岩手県遠野市東館町7番39号
岩手南部森林管理署遠野支署
総務グループ経理担当又は業務グループ経営担当
問合せ先 TEL 0198-62-2670

令和5年6月6日

分任契約担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 山田 亨

入札条件

1. 競争入札の資格

森林管理局長から、資格付一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

2. 資格認定

- (1) 入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書あるいは、一般競争参加有資格証明書を持参のうえ、受付に提示し確認を受けてください。又、本人確認のため、自動車運転免許証・社員証等をあわせて受付に提示し、確認を受けてください。
- (2) 入札者が、代理人によるときは委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。
また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とします。

3. 売払物件の熟覧等

別紙の売払物件明細書のとおりであり、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程を遵守して入札してください。

なお、概算売払の場合は、これから生産する見込みの物件ですから、現物は熟覧できませんので、物件内訳書によって入札してください。

4. 入札の方法

- (1) 入札は売払番号ごとに総額入札で行います。
- (2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署等名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札箱に入れてください。
- (3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らの入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しません。

5. 落札の決定

- (1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。
- (2) 開札結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しません。
また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

6. 入札保証金

免除します。ただし、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長等が指定する日までに納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

7. 契約保証金

免除します。ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

8. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）、又は記名（本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印いづれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいづれも無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (9) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付が無いか、又は納付金額に不足があるとき。ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (10) 同一事項の入札について、同一人が2通以上出した入札又は入札者もしくはその代理人が他の入札者の代理をした入札。
- (11) その他入札条件に違反した入札書。（入札公告や入札説明書に記載された条件。）

9. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

10. 契約書案

契約書案は、当支署に備えておりますから閲覧ください。

11. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は当日入札場の受付から受け取ってください。

12. 入札額は、当該物件の消費税を除いた金額を記載してください。

13. 入札に際し、消費税を加算して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気付き開札以前に訂正、又は取消しの申出があっても、当該入札書は前項によって入札したものを見なし、訂正、取消し等は認めません。

14. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税10%を加算した金額となります。

この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

15. 入札にあたり、入札保証金を必要とする場合は、入札予定金額（消費税を除く金額）に当該金額の消費税額10%を加算した金額の5%以上の保証金、又は当該保証金以上の担保の提供を要します。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された契約額が対象となります。

17. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 前述の暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

18. その他、別紙特約条項及び公売物件明細書の特記事項によるものとします。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴支署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

<別紙>

特 約 条 項

「約款」によるほか、この特約条項によるものとする。

1. 買受人（以下「乙」という。）は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
また、土場敷や道路沿線等に散乱放置することなく、搬出期間内に整理するものとする。
2. 乙は、沢及び沢縁を集材する必要が生じた場合は、河川を汚濁して下流の民生に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 乙は、林道上でのトラクター及び畜力等による集材作業は行わないものとする。
4. 乙は、搬出期間内に売買契約区域内のすべての立木の伐倒・搬出作業を行うものとする。
やむを得ず区域内の一部について伐倒・搬出を行わない場合は、乙は売渡人（以下「甲」という。）に申し出たうえで甲の指示に従うこと。
5. 乙が作設する搬出路、又は土場敷等で生じた切り取り土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。
また、その使用を完了した時に甲が原状に回復する必要があると認めた場合、乙は原状回復に努めるものとする。
6. 乙は、売払物件の内容及び区域標示・伐採搬出について、伐採搬出等に従事する作業員に対し誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 乙は、作業着手前に当該森林事務所森林官あてに入林届、路線計画図及び伐採・搬出に係るチェックリストを提出するものとする。
（チェックリストは遠野支署HP掲載）
8. 乙は、作業終了後に甲に搬出済届及び森林作業道路線図を提出し、跡地検査を受けなければならない。乙は検査の結果、問題があれば補修等の手直しを行わなければならない。
9. 森林作業道及び集材路・土場作設にあたっては、森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書を遵守して作設すること。（遠野支署HP掲載）
10. 乙は、売払い物件に起因して第三者等に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
11. 遠野市、花巻市は岩手県松くい虫被害対策推進計画の被害地域に該当することから、「松くい虫対策としてのアカマツ伐採施業指針」により伐採時期、処理方法等を実施すること。（アカマツ伐採施業指針は、遠野支署HP掲載）
12. 乙は、埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を甲へ連絡し、指示に従うものとする。
13. 乙は、希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し、速やかにその旨を甲へ連絡し協議すること。また、売払い物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断や作業時期の変更等を要することがあり、双方協議の上対応を決定すること。
14. 乙による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、乙の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を講じなければならない。
15. 「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）（遠野支署HP掲載）
「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（遠野支署HP掲載）

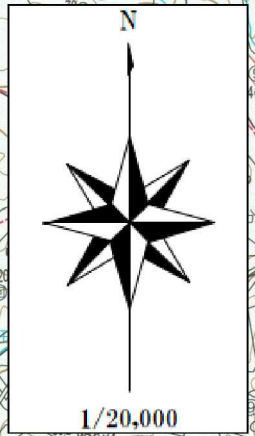
公 売 物 件 一 覧 表 (立 木)

岩手南部森林管理署遠野支署



入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積 (ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積 (m³)					延納	搬出期間
								スギ (一般材)	カラマツ (一般材)	その他N	L	合計		
5	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林 34に2林小班	分収造林	皆伐	8.75	54	スギ外	11,299	2,403.20		512.55	515.35	3,431.10	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
6	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林 39に1林小班	分収造林	皆伐	8.25	57	アカマツ外	6,739	403.58		985.88	1,096.79	2,486.25	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
7	遠野市土淵町栃内 東恩徳国有林 39に5林小班外1	分収造林	皆伐	10.59	58~59	スギ外	8,817	1,171.17		314.09	1,354.31	2,839.57	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
8	花巻市大迫町亀ヶ森 大沢山国有林 703か林小班	分収造林	皆伐	3.29	67	スギ外	3,180	960.21		436.13	62.52	1,458.86	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
9	花巻市大迫町亀ヶ森 大沢山国有林 705か林小班	分収造林	皆伐	9.46	55	スギ外	10,682	2,409.20		598.15	857.41	3,864.76	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
10	花巻市東和町晴山 平山国有林 716は林小班	分収造林	皆伐	6.79	64	アカマツ外	9,535		11.66	1,054.95	243.83	1,310.44	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
11	花巻市東和町晴山 平山国有林 717に林小班	分収造林	皆伐	0.88	70	スギ外	1,290	156.73		149.29		306.02	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
12	花巻市大迫町内川目第12地割 134の18 飛内国有林 760よ4林小班	分収造林	皆伐	5.26	65	カラマツ外	5,902	979.69	1,235.82	185.56	351.49	2,752.56	法令の定めるところにより認める。ただし民収分は認めない。	36ヶ月
	合計			53.27			57,444	8,483.78	1,247.48	4,236.60	4,481.70	18,449.56		

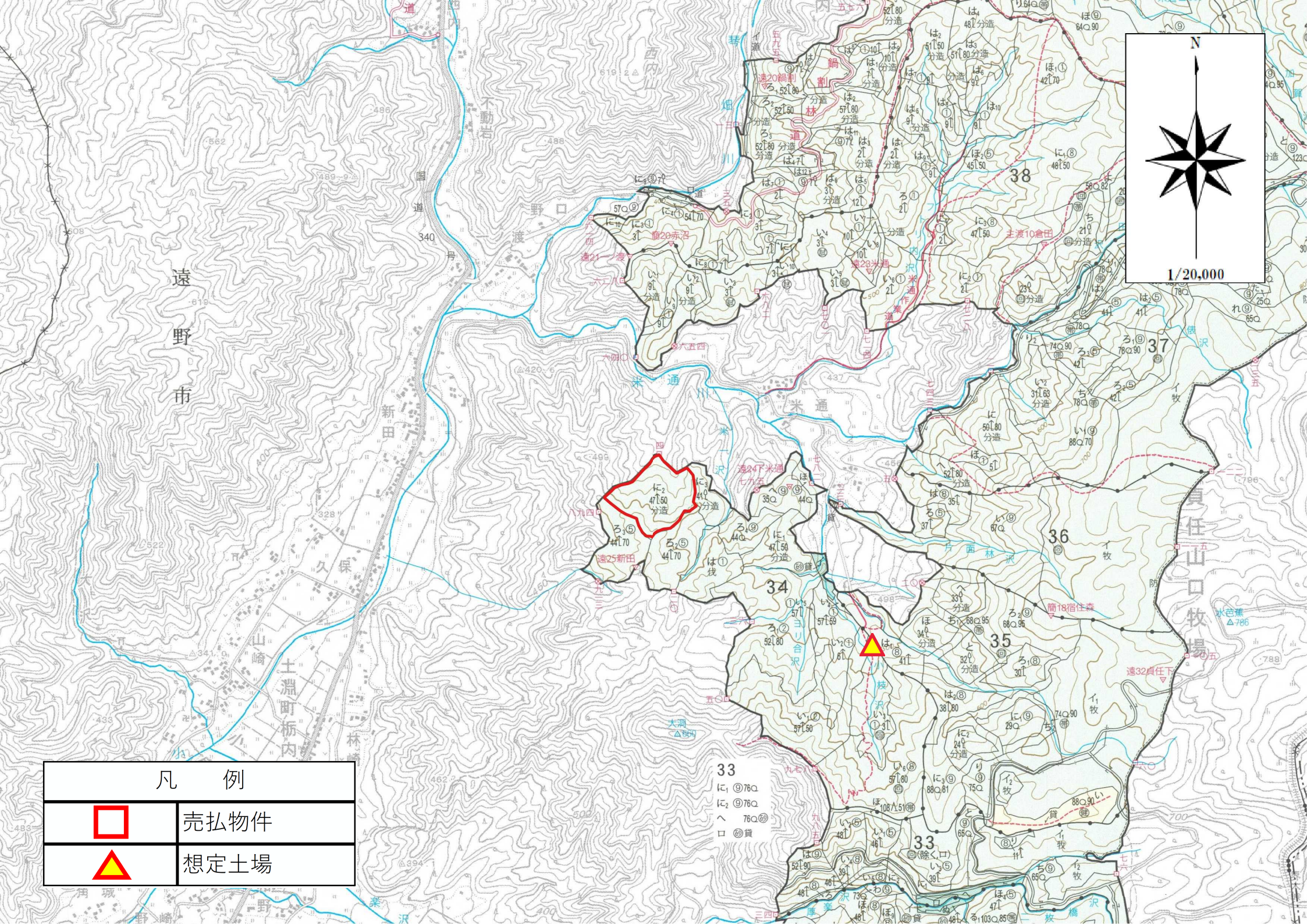
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

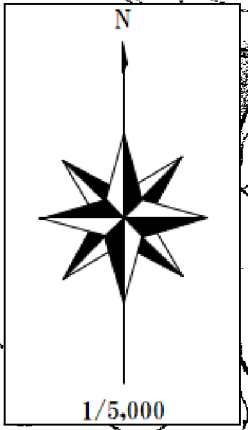
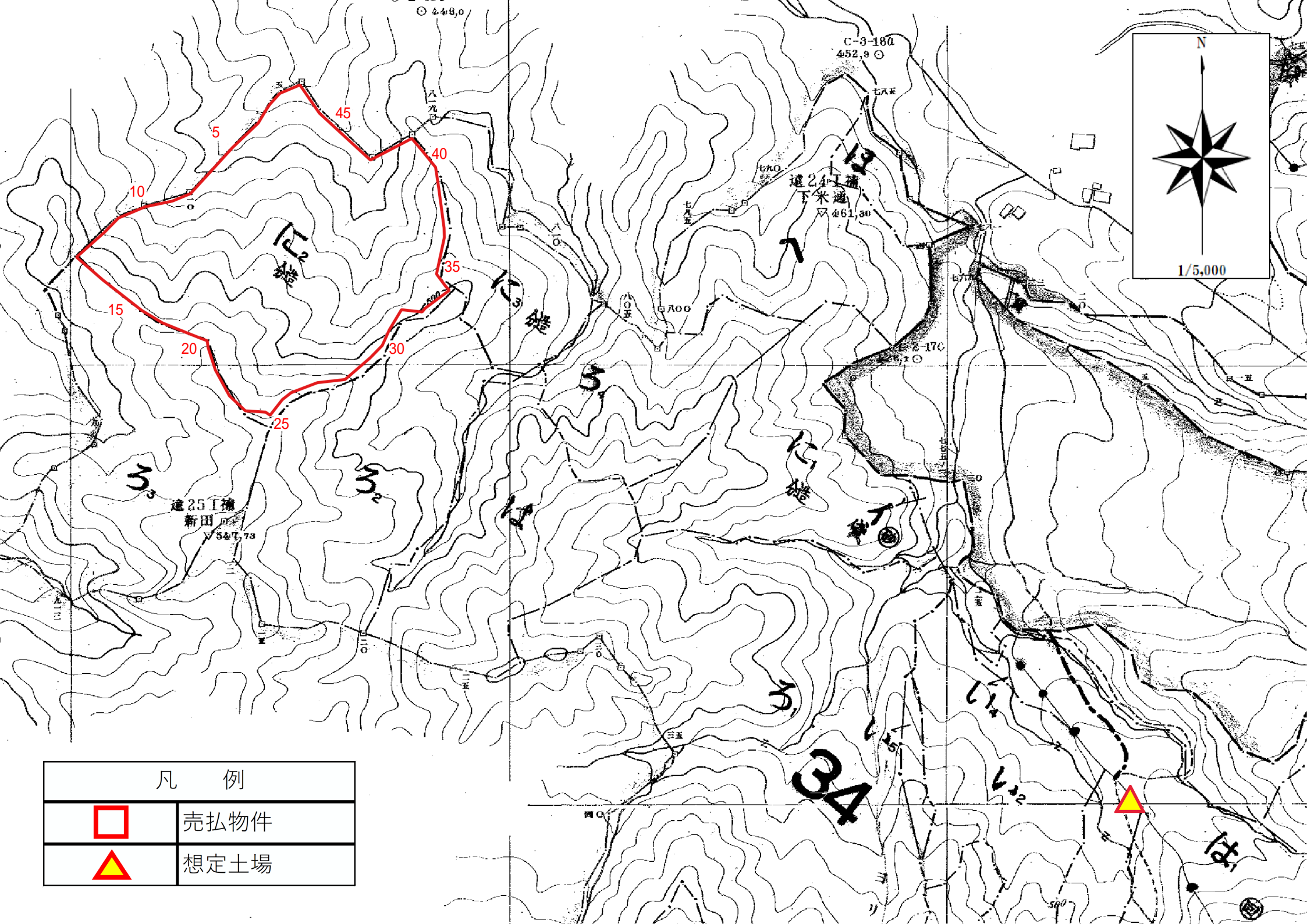
入札番号	5	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	東恩徳国有林 34に2林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：土淵新田部分林組合 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法	2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%）	スギ	生立木	一般材		1,701	2,777	706	48			5,232	2,403.20	24	18
伐採方法	皆伐		3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	スギ	生立木	低質材	866	369	32				1,267	68.11	10	8
面積 (ha)	8.75	4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。		アカマツ	生立木	一般材		403	567	145			1,115	434.52	24	17
林齢 (年)	54		アカマツNA	生立木	低質材		73						73	9.92	16	13
搬出期間(ヶ月)	36		N 計			866	2,546	3,376	851	48		7,687	2,915.75			
契約関係	分収造林		その他広葉樹	生立木	低質材	1,737	1,217	443	183	32		3,612	515.35	16	10	
分収林契約者	土淵新田部分林組合		L 計			1,737	1,217	443	183	32		3,612	515.35			
分収割合	官2：民8															
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 (遠野市)															
ナラガレ	—															
民地借用	—															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
			計			2,603	3,763	3,819	1,034	80		11,299	3,431.10			



遠野市

凡 例	
	売払物件
	想定土場





凡 例	
	売払物件
	想定土場

遠25I補
新田
▽ 547.73

遠24I補
下米通
▽ 461.30

C-3-180
452.9

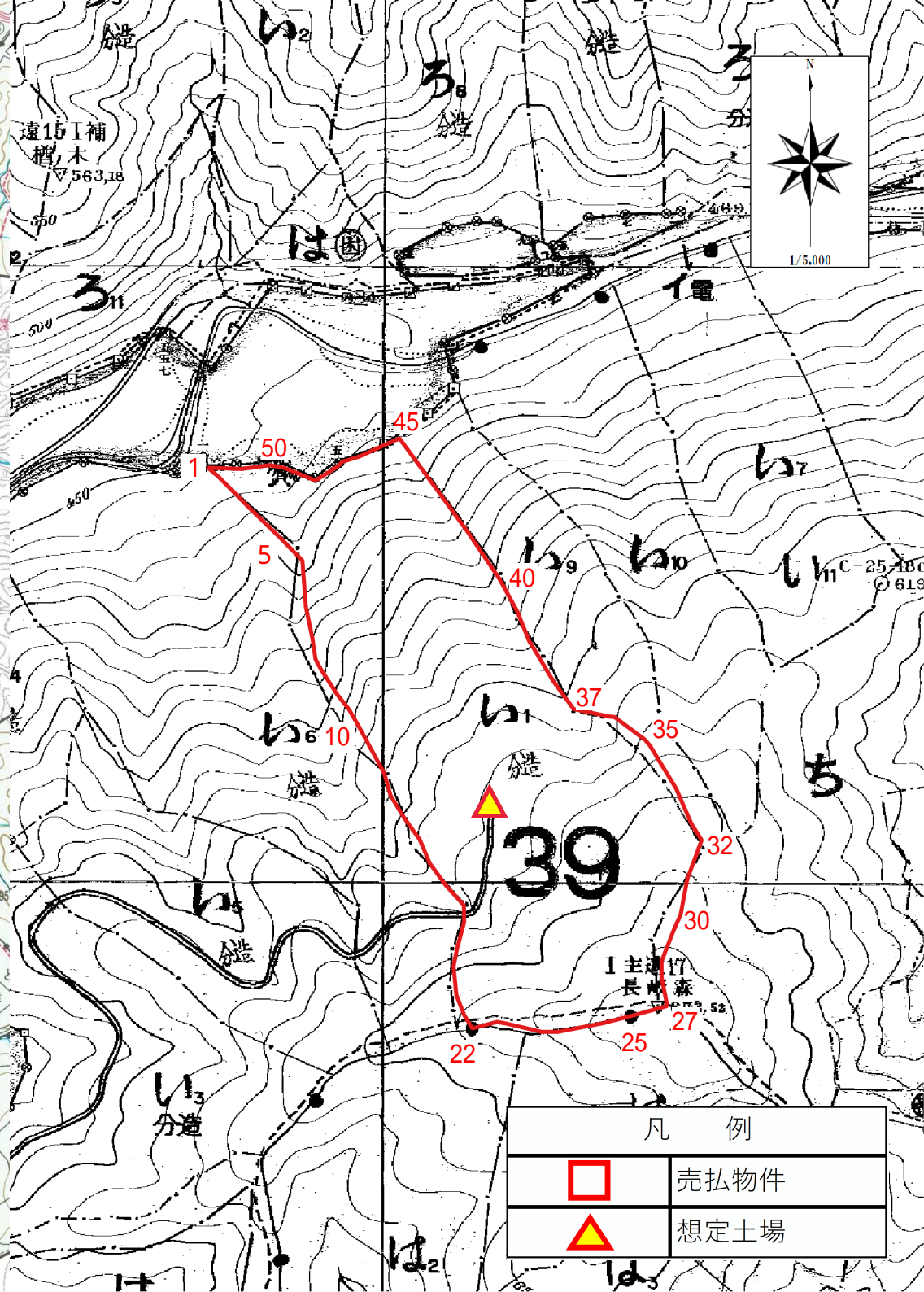
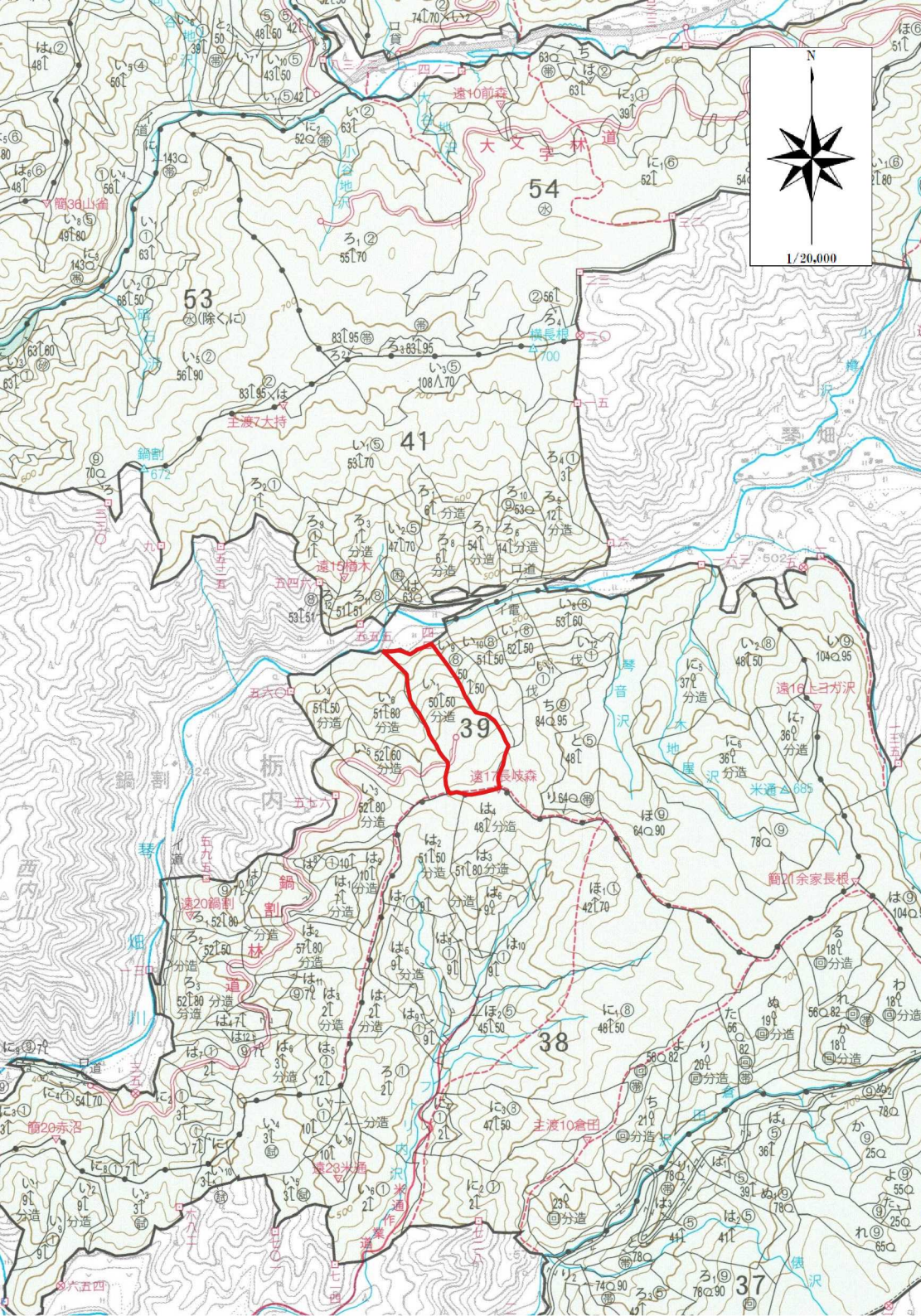
2170
▽ 2170

34

35

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

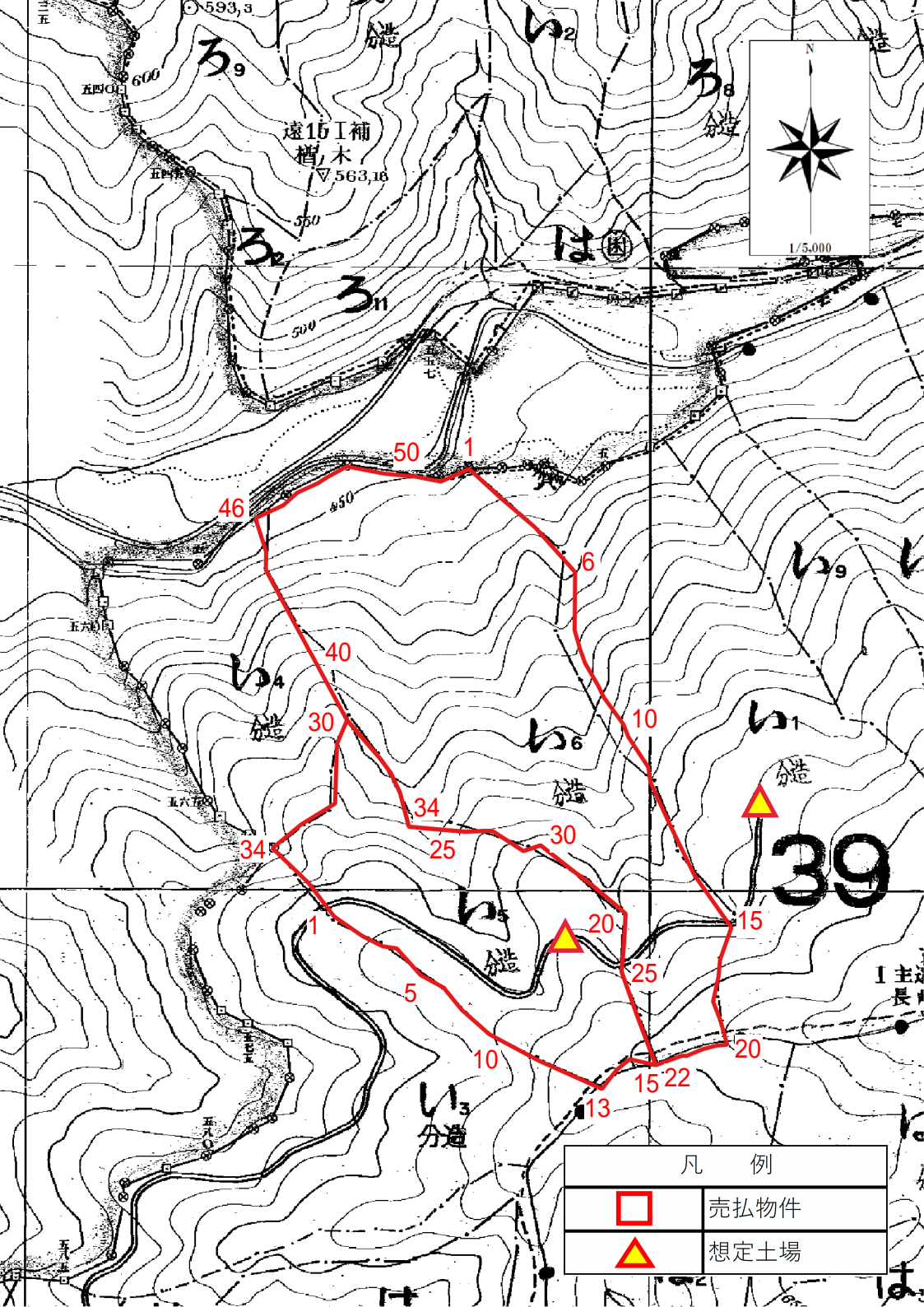
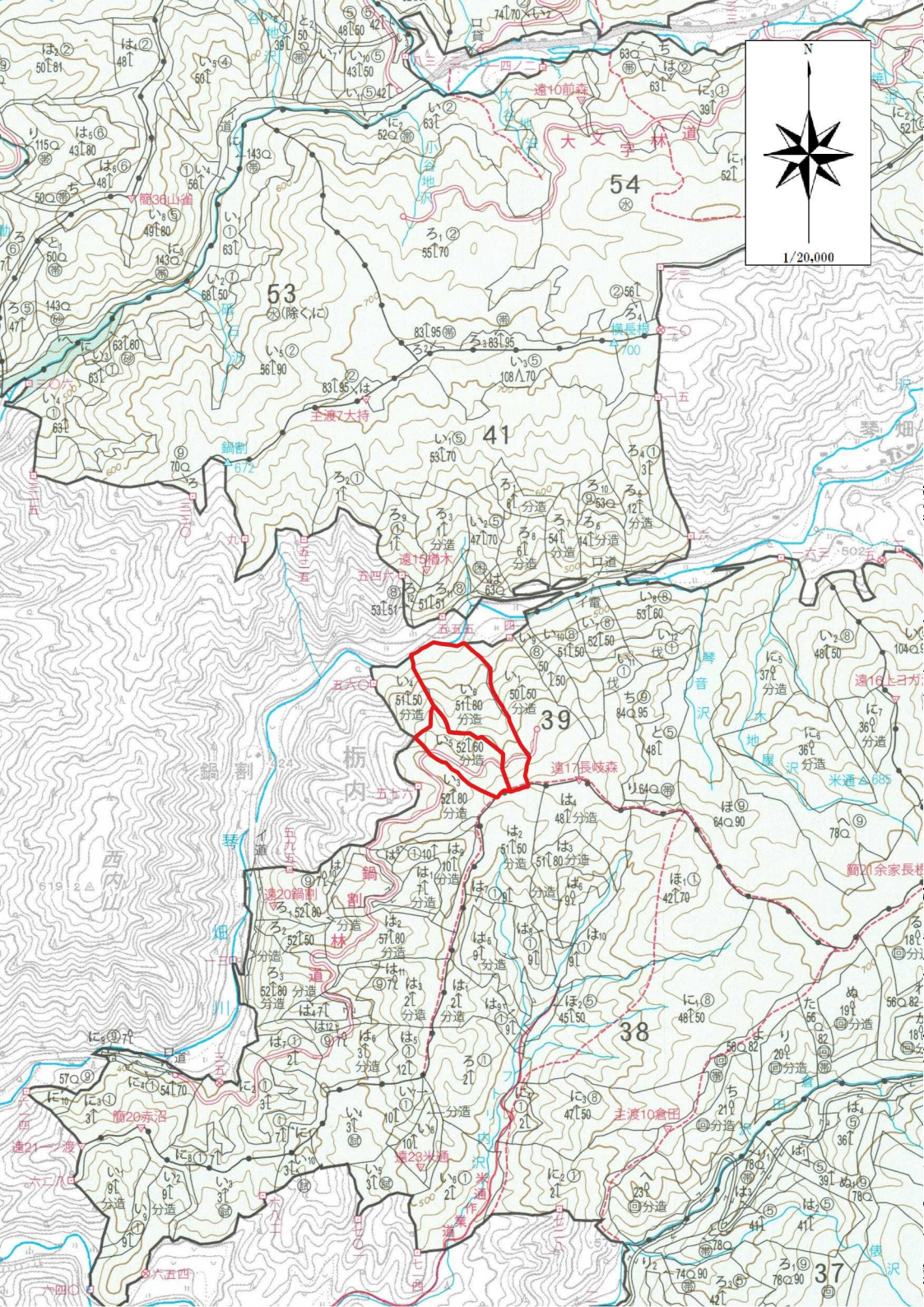
入札番号	6	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	東恩徳国有林 39い1林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：一ノ渡部分林組合振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法	2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約70%）	スギ	生立木	一般材		169	497	89				755	403.58	24	20
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	9							9	0.35	10	10
面積 (ha)	8.25	3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	アカマツ	生立木	一般材		276	1,028	274	18			1,596	858.60	26	20
林齢 (年)	57		アカマツNA	生立木	低質材		312	91	18				421	126.93	20	18
搬出期間(ヶ月)	36		N 計			9	757	1,616	381	18			2,781	1,389.46		
契約関係	分収造林	4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。	クリ	生立木	一般材			55	146				201	136.12	32	18
分収林契約者	一ノ渡部分林組合		その他広葉樹	生立木	低質材	349	2,058	1,001	312	37			3,757	960.67	20	14
分収割合	官3：民7		L 計	生立木		349	2,058	1,056	458	37			3,958	1,096.79		
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 (遠野市)															
ナラガレ	—															
民地借用	—															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
			計			358	2,815	2,672	839	55			6,739	2,486.25		



凡 例	
	売払物件
	想定土場

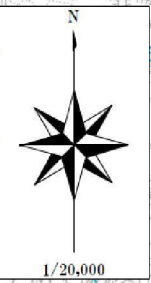
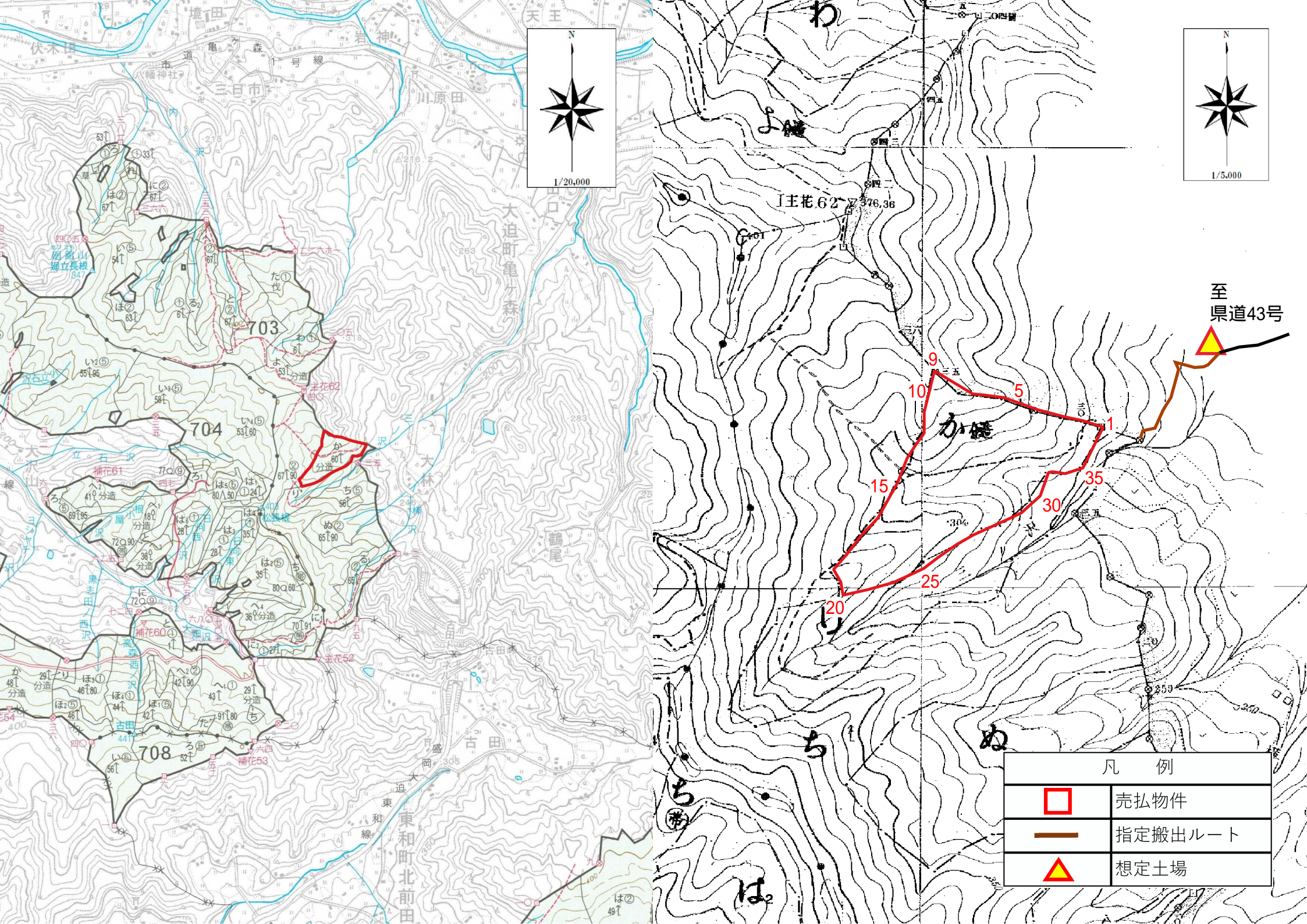
公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	7	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	東恩徳国有林 39い5林小班外1	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：一ノ渡部分林組合振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法	2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約70%）	スギ	生立木	一般材		261	625	497	188			1,571	1,171.17	30	19
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	16	30						46	1.84	12	6
面積（ha）	10.59	3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	アカマツ	生立木	一般材		84	255	151	34			524	234.06	28	15
林齢（年）	58-59		アカマツNA	生立木	低質材		238	101	16				355	78.19	20	12
搬出期間（ヶ月）	36	4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。	N 計			16	613	981	664	222			2,496	1,485.26		
契約関係	分収造林		クリ	生立木	一般材			33	17				50	27.38	30	16
分収林契約者	一ノ渡部分林組合		ホオノキ	生立木	一般材			17				17	5.47	26	14	
分収割合	官3：民7		サクラ	生立木	一般材			17				17	9.74	34	15	
法令制限、その他留意事項			コナラ	生立木	一般材			48				48	29.12	28	21	
保安林	—		ウダイカンバ	生立木	一般材			16	32			48	36.41	32	21	
自然公園	—		その他広葉樹	生立木	低質材	1,317	2,853	1,715	224	16	16	6,141	1,246.19	18	13	
砂防指定	—		L 計			1,317	2,853	1,829	290	16	16	6,321	1,354.31			
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 (遠野市)															
ナラガレ	—															
民地借用	—															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
			計			1,333	3,466	2,810	954	238	16	8,817	2,839.57			






公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	8	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	大沢山国有林 703か林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：岩手県教育長 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法	2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%）	スギ	生立木	一般材		411	505	442	80	32		1,470	960.21	28	18
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	48							48	1.27	8	6
面積 (ha)	3.29	3. 搬出・運搬については、民有地を使用することとなり、通行の承諾は得ているが、使用后、損傷等させた場合は買受人の責において原状回復すること。なお、立木の伐採についての承諾は得ていないので、民有地所有者と協議すること。搬出路のルートは、別添図面に明示したルートをもって民有地の通行の承諾を得ているため、搬出路は当該ルートを必ず使用すること。	アカマツ	生立木	一般材		111	394	206				711	397.91	28	18
林齢 (年)	67		アカマツNA	生立木	低質材		96	32	16				144	36.95	20	16
搬出期間(ヶ月)	36		N 計			48	618	931	664	80	32		2,373	1,396.34		
契約関係	分収造林	4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。	その他広葉樹	生立木	一般材			48	16				64	28.73	26	18
分収林契約者	岩手県教育長		その他広葉樹	生立木	低質材	490	253						743	33.79	10	9
分収割合	官2：民8		L 計		490	253	48	16				807	62.52			
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	—															
マツクイ	被害地域 (花巻市)															
ナラガレ	—															
民地借用	有															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
			計			538	871	979	680	80	32		3,180	1,458.86		

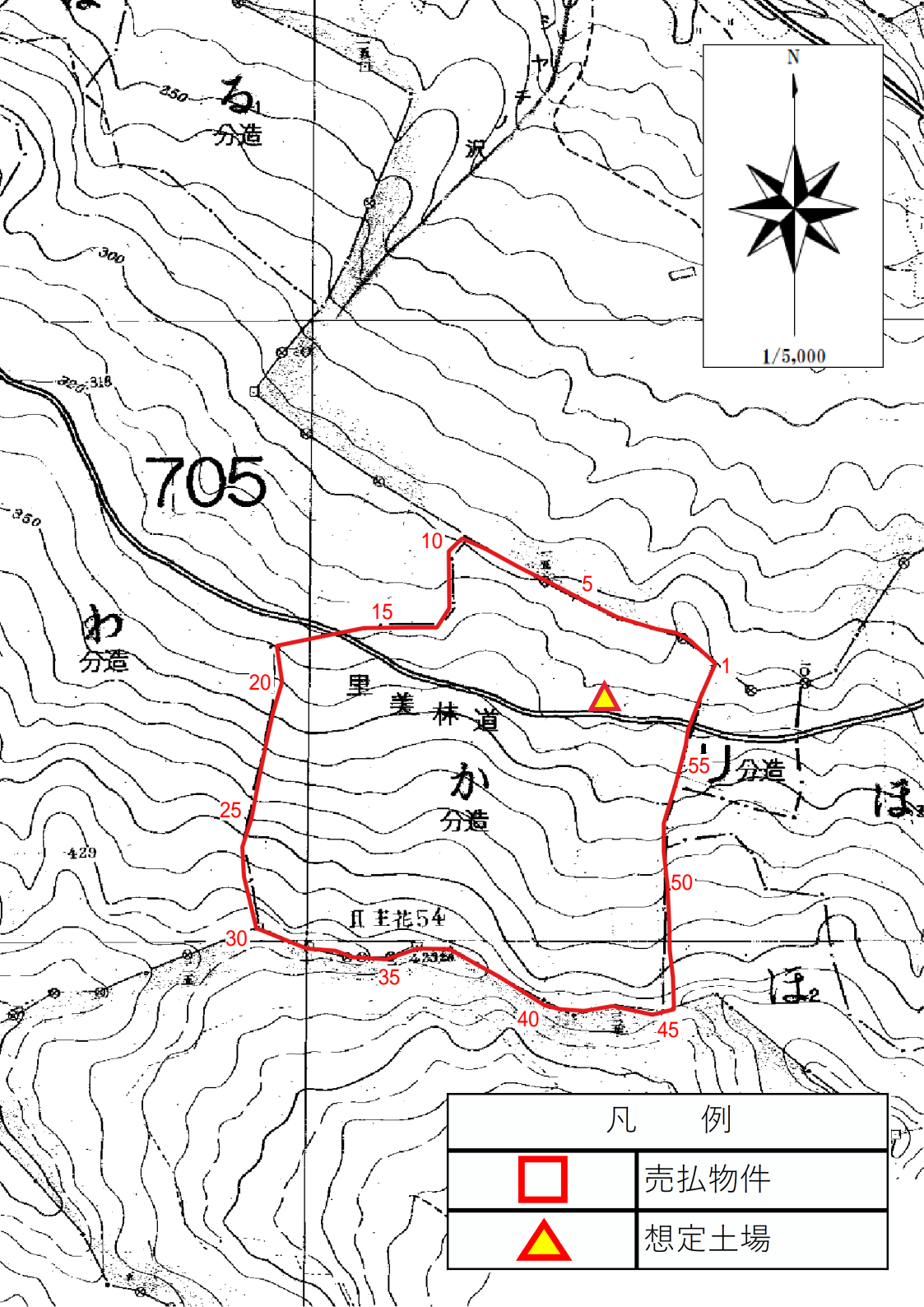
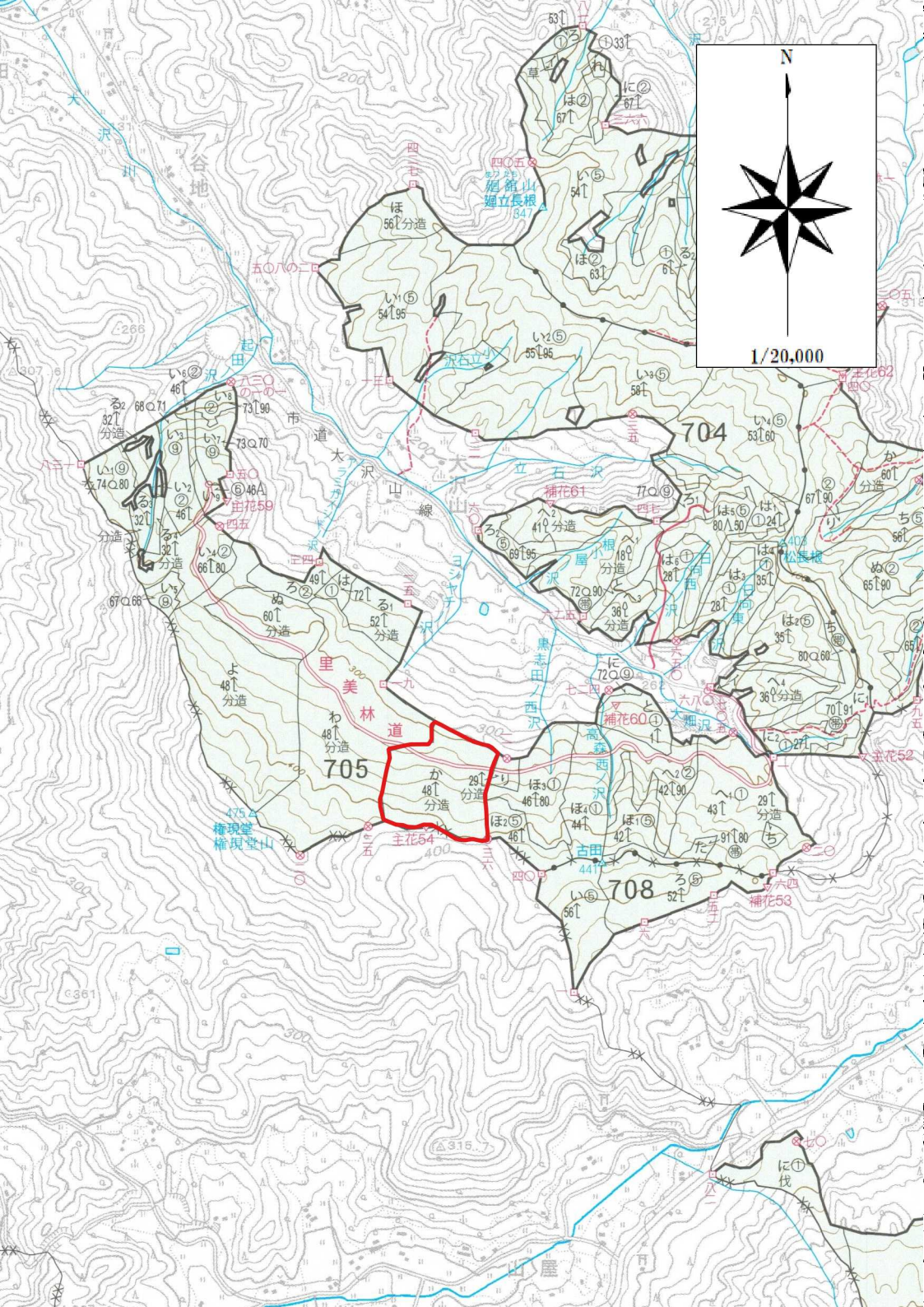


至 県道43号

凡 例	
	売払物件
	指定搬出ルート
	想定土場

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

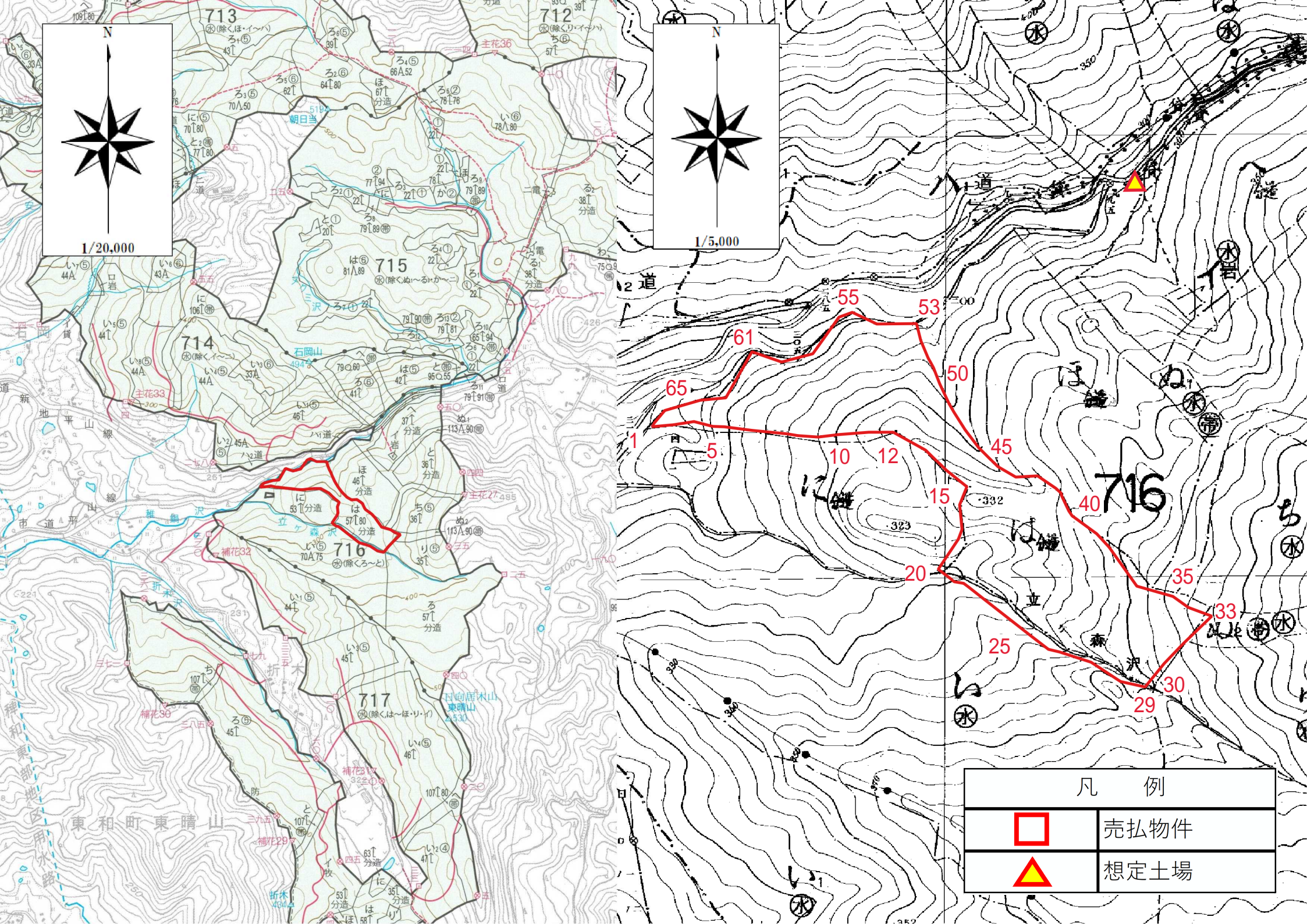
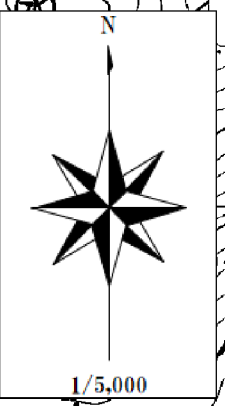
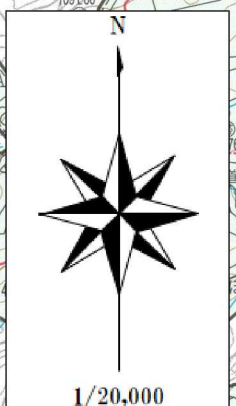
入札番号	9	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
			樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm				32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)			
物件所在地	大沢山国有林 705か林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：亀ヶ森第四区部分林組合 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。 2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%） 3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。 4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。	スギ	生立木	一般材		1,028	1,842	869	194			3,933	2,409.20	26	19
調査方法	標準地法		スギ	生立木	低質材	266	762	54					1,082	124.22	14	11
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材		150	383	167				700	400.71	26	20
面積 (ha)	9.46		アカマツNA	生立木	低質材		347	50					397	73.22	16	15
林齢 (年)	55		N 計			266	2,287	2,329	1,036	194			6,112	3,007.35		
搬出期間(ヶ月)	36		その他広葉樹	生立木	低質材	998	2,334	1,154	84				4,570	857.41	18	13
契約関係	分収造林		L 計			998	2,334	1,154	84				4,570	857.41		
分収林契約者	亀ヶ森第四区部分林組合															
分収割合	官2：民8															
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 (花巻市)															
ナラガレ	—															
民地借用	—															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
		計				1,264	4,621	3,483	1,120	194		10,682	3,864.76			





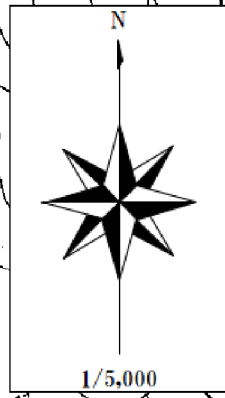
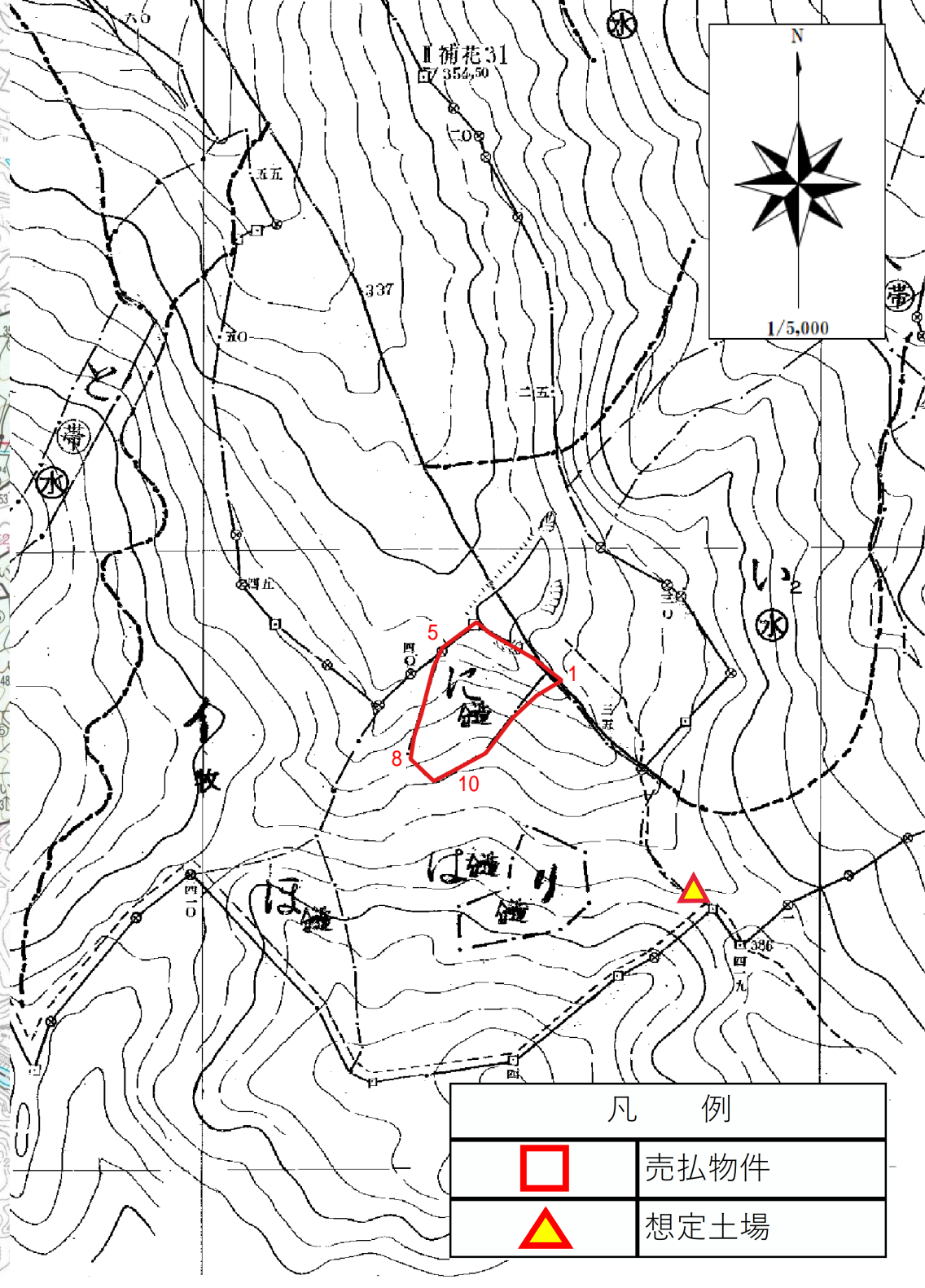
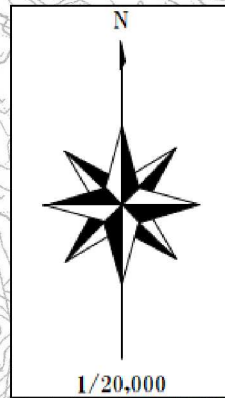
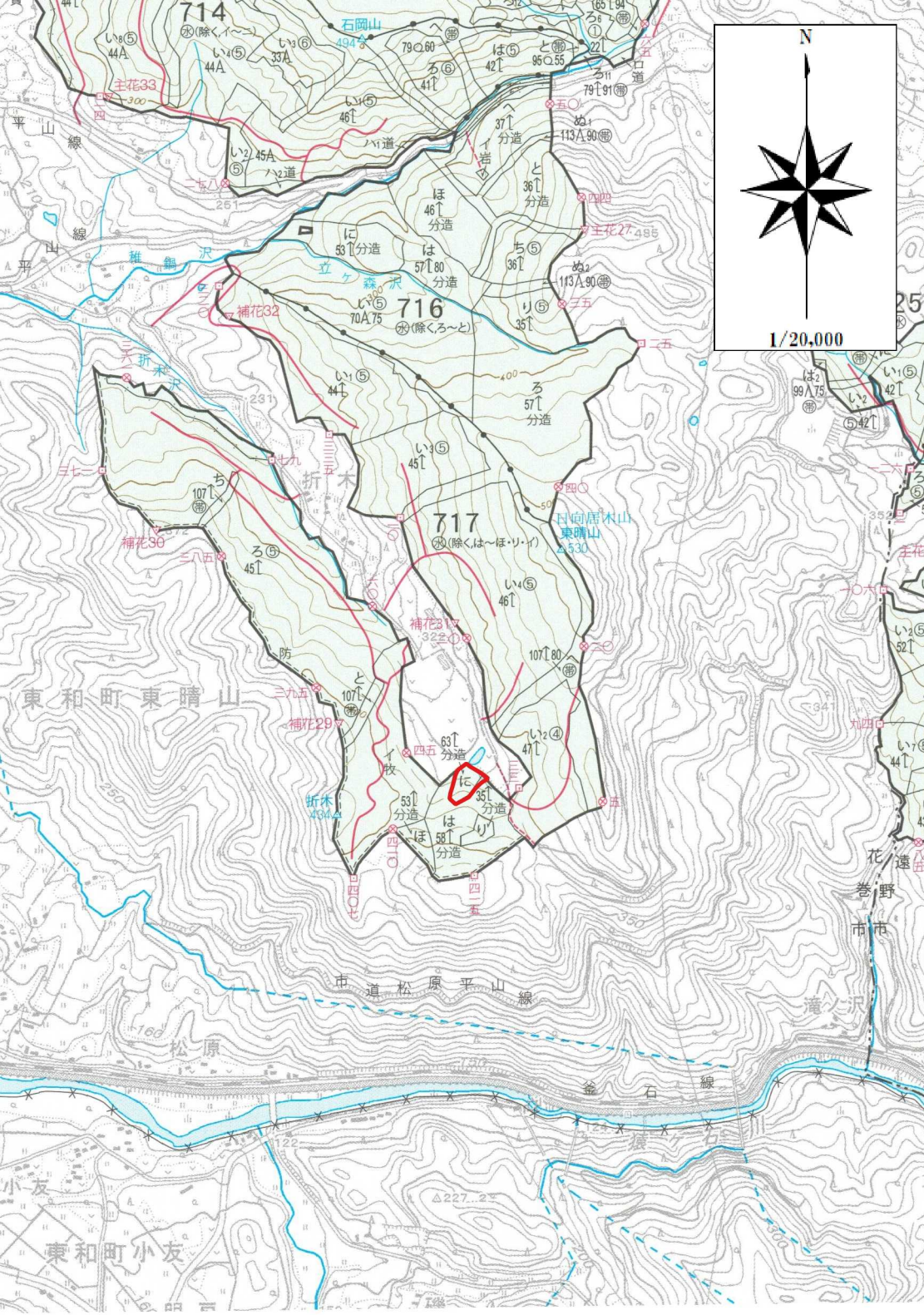
凡 例	
	売払物件
	想定土場

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

入札番号	10	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	平山国有林 716は林小班	1. 本箇所は分収造林地であり、立木売買代金は分収割合に応じて国及び分収造林契約者にそれぞれ支払うこととする（契約者：花巻市長 内部契約者：白山部分林組合 振込にかかる費用は買受人が負担することとする）。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
						10cm 以下	12~ 20cm	22~ 30cm	32~ 40cm	42~ 50cm	52~ 60cm	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地法	2. 立木売買代金の民収分の延納はしないこととする。（民収分は売買代金の約80%）	カラマツ	生立木	一般材			16					16	11.66	30	22
伐採方法	皆伐		アカマツ	生立木	一般材		1,538	923	178	16			2,655	820.52	22	15
面積（ha）	6.79	3. 搬出にあたっては、民有地の使用を想定していないことから、民有地を使用しての搬出を予定する場合は、買受人で民有地所有者と協議し承諾を得たうえで使用すること。	アカマツNA	生立木	低質材	663	1,474	178				2,315	234.43	14	11	
林齢（年）	64		N 計			663	3,012	1,117	178	16			4,986	1,066.61		
搬出期間（ヶ月）	36															
契約関係	分収造林	4. 本物件は民有地と接しているため、境界標等を損傷しないようにすること。	その他広葉樹	生立木	一般材			97				97	31.89	24	16	
分収林契約者	花巻市長		その他広葉樹	生立木	低質材	2,558	1,894						4,452	211.94	10	8
分収割合	官2：民8	5. 本箇所の土場予定箇所には、電線があるため作業を行う際は注意すること。損傷させた場合は、買受人の責において原状回復すること。	L 計			2,558	1,894	97				4,549	243.83			
法令制限、その他留意事項																
保安林	—															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	10 t															
マツクイ	被害地域 (花巻市)															
ナラガレ	—															
民地借用	—															
期間制限	—															
保残木	—															
植付	—															
(電離別)	—															
			計			3,221	4,906	1,214	178	16		9,535	1,310.44			



凡 例	
	売払物件
	想定土場



凡 例	
	売払物件
	想定土場

